

報道機関各位

令和7年（2025年）4月11日（金） 15時00分配付

| | | | | | | | |
|-----------------|---|--|-----------------|--|----|--|--|
| タイトル | 伝染性紅斑の流行に伴う警報の発令について | | | | | | |
| 配付資料 | 伝染性紅斑の流行について（警報） | | | | | | |
| 内容 （目的・趣旨） | <p>感染症発生動向調査（令和7年（2025年）第14週（令和7年3月31日～4月6日））において、倶知安保健所管内の定点調査の対象となる医療機関あたりの伝染性紅斑患者数が警報基準である2人以上となりましたので、まん延防止のため警報を発令します。</p> <p>1 発令場所 倶知安保健所管内 15町村 （島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）</p> <p>2 調査期間 令和7年（2025年）第14週（令和7年3月31日～4月6日）</p> <p>◎ 伝染性紅斑 定点調査の対象となる医療機関あたりの患者数 2.00人</p> <p>3 対応 ホームページ等を通じて、手洗いの励行やマスクの着用等の感染予防を呼びかけています。</p> | | | | | | |
| 参考 | | | | | | | |
| 報道解禁 | <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | <table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td></td> </tr> </table> | テレビ・ラジオ・インターネット | | 新聞 | | |
| テレビ・ラジオ・インターネット | | | | | | | |
| 新聞 | | | | | | | |
| 報道（取材）に当たってのお願い | | | | | | | |
| 他のクラブとの同時発表 | <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | | | | | | |
| 担当窓口 | 後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課 担当：山口 敦子 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志総合庁舎 TEL：0136-23-1950（ダイヤルイン）/内線3630 FAX：0136-22-5875 | | | | | | |

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和7年（2025年）4月11日（金）15時00分

北海道俱知安保健所

（北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室）

電話：0136-23-1950

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年（2025年）第14週（令和7年3月31日～4月6日）において、北海道俱知安保健所管内の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数が、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、北海道俱知安保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 伝染性紅斑の感染予防

飛沫や接触によって感染するため、手洗いの励行やマスクの着用等、一般的な予防対策が有効です。

2 伝染性紅斑とは

両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。

約10日～20日の潜伏期間の後、両頬に境界鮮明な紅い発しんが現れます。続いて体や手・足に網目状の発しんが広がりますが、これらの発しんは、通常1週間程度で消失します。

頬に発しんが出現する7～10日前に、微熱や風邪のような症状がみられ、この時期にウイルスの排出が最も多くなります。発しんが現れる時期にはウイルスの排出量は低下し、感染力もほぼ消失します。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況

（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

| | 第10週 (3/3～3/9) | 第11週 (3/10～3/16) | 第12週 (3/17～3/23) | 第13週 (3/24～3/30) | 第14週 (3/31～4/6) |
|--------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 俱知安保健所 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 1.00 | 2.00 |
| 全道 | 1.01 | 1.60 | 1.47 | 1.47 | 1.85 |

全道の伝染性紅斑流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<伝染性紅斑の警報レベル>

| | 警報レベル | |
|-------------|-------|-------|
| | 開始基準値 | 終息基準値 |
| 定点あたり患者数（人） | 2 | 1 |

(3) 伝染性紅斑警報の解除について

定点医療機関からの報告数が終息基準値未満に下がり次第、警報及び注意報は自動解除されます。

※報告数については当所ホームページに随時掲載していますのでご確認願います。

(北海道俱知安保健所URL：<https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/index.html>)